■目尾地域振興基本計画（平成25年12月：第4回見直し答申）の推進内容等 実施計画（案）

総務・協働環境委員会共通資料
平成 31 年 3 月 11 日提出

	計画答申内容	関係施設及び事業等	実施計画（案）	実施予定年度 2019 2020 2021 2022 2023
1	幸袋中学校区小中一貫校開校後、旧目尾小学校の既存の体育館及び児童館は、地域のコミュニティ施設、体育施設として整備し、地域住民に開放すること。 また、グラウンド側からの進入路も整備すること。 なお、両施設の整備及び管理運営については、「幸袋まち まちづくり協議会」と協議すること。	①旧目尾児童館 （建築年・延床面積） Ｈ４：198.97㎡ H18： 43.03㎡　合計242㎡	○地域による活用を検討 ○地域が活用する場合は譲渡または貸与 ○地域の活用がない場合は解体	検討 地域による利活用
		②旧目尾小学校体育館 （建築年・延床面積） S57：772㎡	○（案1）：交流センターの多目的室として位置づけて活用 ※消防法等の基準適合に向けた対応が課題となる ○（案2）：まちづくり協議会へ無償貸付を行って活用 ※他地域の人の利用も可能とし、使用料を徴収して管理経費の一部とする（準公共的施設）	設計 施設改修 地域による利活用
		③旧目尾小学校校舎 （建築年・延床面積） S45： 773㎡ S50：2,800㎡ S56： 345㎡　合計3,918㎡	○校舎を解体し、跡地に「幸袋交流センター」を整備	設計 校舎解体 交流センター建築
		④旧目尾小学校プール	○新たに整備する幸袋交流センターの駐車場スペースに造成	設計 プール解体・造成 舗装整備
		⑤旧目尾小学校グラウンド	○まちづくり協議会へ無償貸付を行って活用 ○他地域の人の利用も可能とし、使用料を徴収して管理経費の一部とする。（準公共的施設） ※まちづくり協議会からの活用要望あり	検討 地域による利活用
2	健康の森公園の未整備用地、公共施設用地を整備する場合は、基本計画の理念と経過、目尾地区の発展・活性化及び幸袋地区全体の振興を考え、健康の森公園にふさわしい利活用策を検討し、今までの経緯を踏まえ、地域の理解を得て事業の進捗を図ること。	①健康の森公園 未整備用地（31,000㎡）	○健康の森公園の用途に適した利活用策の検討を継続	検討・協議
		②健康の森公園 公共施設用地（24,000㎡）		
3	掲げる幸袋地域の整備については、「幸袋まち まちづくり協議会」と協議し、事業を推進すること。	①浸水対策事業の推進	○浸水対策事業実施計画を勘案しながら、国・県・市が連携した総合的な浸水対策を検討 ○庄司川河川改修促進協議会と連携し、浸水対策の早期事業化を推進	検討・協議・実施
		②防災倉庫設置、体制の整備	○旧目尾小学校跡地に目尾消防団車庫・詰所を整備	消防団車庫等建築
		③高齢者向け健康遊具設置事業	○いいづか健幸都市基本計画に基づく施策等との整合性を図りながら事業の推進を検討 ・H12 健康の森公園に屋外健康遊具を配置した設備を整備 ・H21 健康の森市民プール横に多目的施設を整備 （トレーニング室、エアロビクススタジオルーム 等）	検討・協議
		④地域周辺整備事業	○現幸袋交流センターは、移転新築後に市によって利活用の方針を検討	移転
			○目尾団地下グラウンド（民有地）を隣接する市有地との交換による取得を検討 ○地域が多目的に活用できる公園等としての整備を検討	用地取得の検討・協議 多目的公園広場の整備

別　紙

目尾地域振興基本計画（旧目尾小学校）整備計画（案）新旧対比資料

目尾地域振興基本計画実施計画（案）

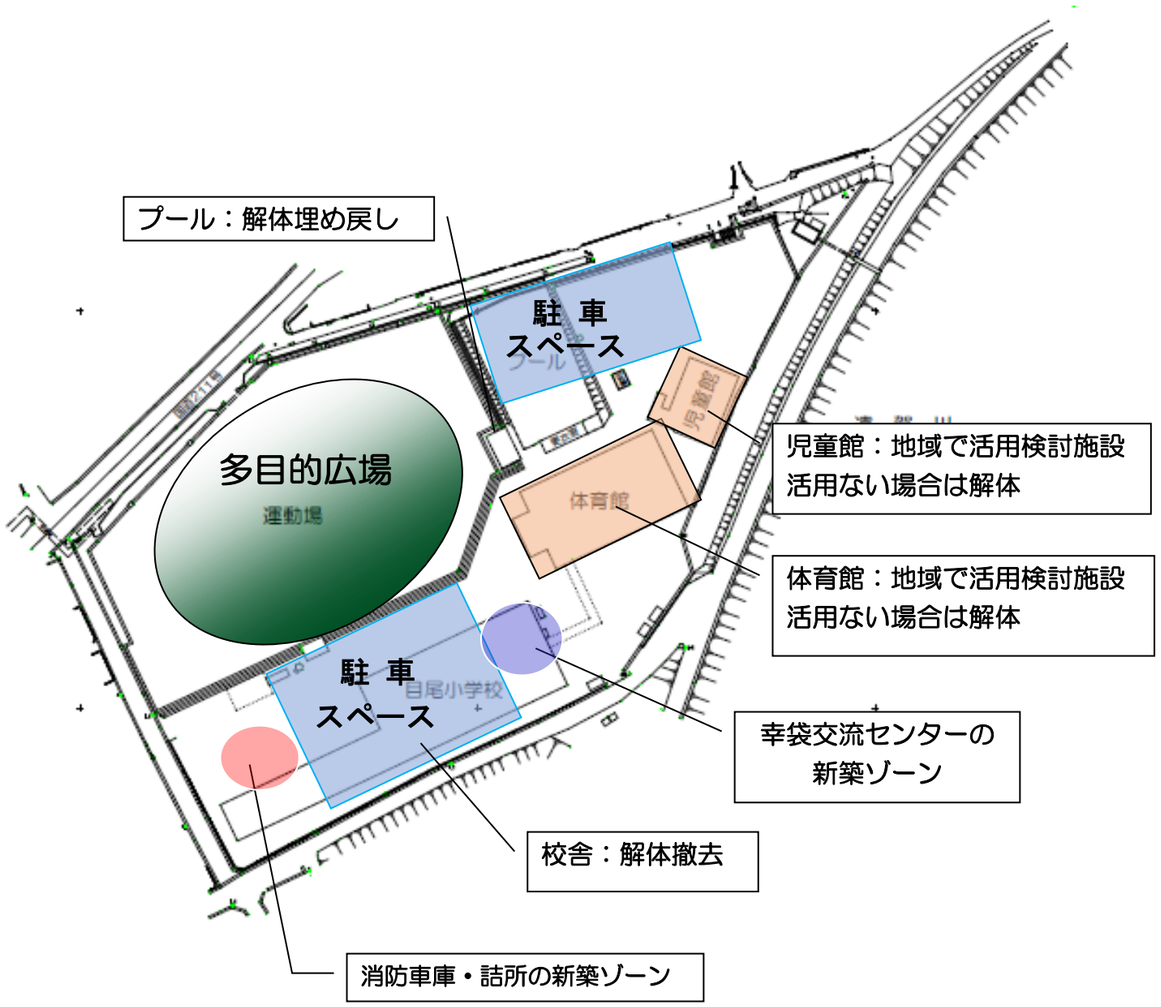

目尾地域振興基本計画（第４回見直し答申：H25.12）での事業計画

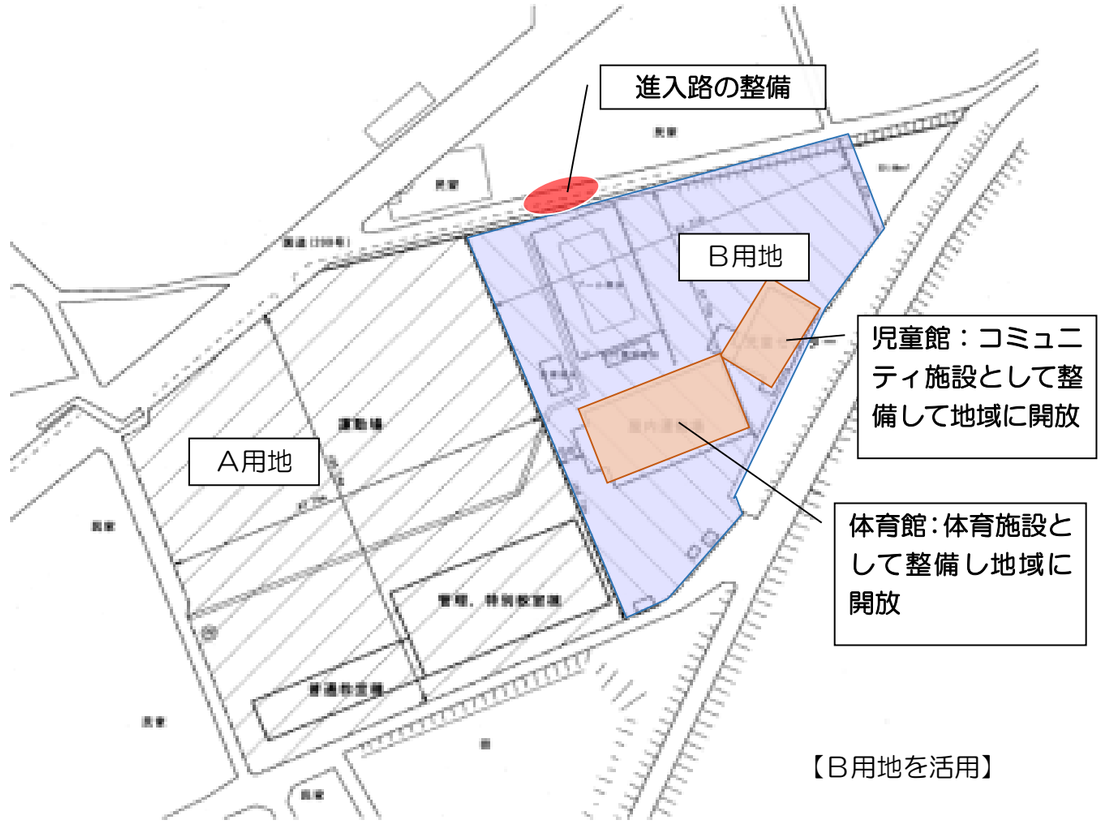

【幸袋交流センターを旧目尾小学校跡地に移転整備する計画（案）の効果と課題】

効　果

①地域の自主防災活動の拠点となる
②体育施設の管理が容易になり、市民の利便性も向上する
③現幸袋交流センター敷地内での更新は不可、将来の移転検討作業が不要となる
④目尾地区コミュニティセンターの整備が不要となることで、公共施設の延べ床面積の縮減に効果が得られる

課　題

〇都市計画、立地適正化計画との整合性

総　務　委　員　会　資　料
平成 31 年 3 月 11 日提出

飯塚市公民連携推進に関する指針

～共に創る　未来につなぐ　新しい公共づくりに向けて～

飯　　塚　　市
平成 31 年 3 月

目　次

第1章　公民連携（PPP）とは

１　公民連携（PPP）とは　・・・1
２　公民連携の類型　・・・1
３　主な公民連携手法とその概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2

第2章　公民連携に取り組む背景及び国等の動向

１　背景　・・・3
２　国の動向　・・3
３　先進自治体の動向　・・・3
４　飯塚市の現状と課題　・・3

第3章　公民連携の推進目的及び方法

１　必要性　・・4
２　目的　・・・4
３　推進機関の設置　・・・4～5
４　公民連携の進め方　・・6～10

第4章　推進時における留意事項

１　事業内容について　・・10
２　連携事業者について　・・・10～11
３　その他　・・・11

第1章　公民連携(PPP)とは

1　公民連携(PPP)とは

公民連携(PPP:Public　Private　Partnershipの略)とは、行政と民間事業者等が連携して公共サービスの提供等を行うことです。

これまで行政が主体となって取り組んできた分野に、民間事業者等の創意工夫、アイデア、資金、技術力、ノウハウ等を取り入れ、住民サービスの向上や業務の効率化、地域経済の活性化などを図るものです。

2　公民連携の類型

(1) 公共サービス型

行政が担っている公共サービスの全部又は一部を、民間事業者等が主体となって提供する手法です。

（例）PFI・民間委託・指定管理者制度・事業連携・共同事業など

(2) 公的資産有効活用型

市が所有する資産を民間事業者等が活用して事業を実施する手法です。

（例）市有財産の貸付け・ネーミングライツ(命名権)・広告掲載事業など

(3) 規制緩和・支援型

特区制度による規制の緩和や税制等の支援措置を講じることで民間事業者等を誘導するなど、行政と民間事業者等が連携して事業を実施する手法です。

（例）連携協定、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生制度など

3　主な公民連携手法とその概要

(1) PFI(Private　Finance　Initiativeの略)

行政が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を、民間事業者等の資金、経営能力及び技術力を活用して、効果的かつ効率的に実施する手法です。

(2) 民間委託

行政が行う事務事業を委託し、民間事業者等のアイデア、ノウハウ、技術力等を活用して、サービスの向上、業務の効率化やコストの削減等を図る手法です。定型的・機械的な事務事業に適した手法です。具体的な運用については、「飯塚市民間委託等に関する指針」で規定しています。

(3) 指定管理者制度

公の施設の管理運営を法人その他の団体に委ねる手法です。具体的な運用については、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」等で規定しています。

(4) 市有財産の貸付

市が所有する財産を民間事業者等に貸付け、その対価として貸付料を得ることによる収入の確保及び民間事業者等が施設の効用を高める事業を展開し、公共サービスの拡充を図る手法です。具体的な運用については、「普通財産の処理方針」や「普通財産貸付マニュアル」等で規定しています。

(5) ネーミングライツ・広告掲載事業

ネーミングライツとは、民間事業者等との契約により、スポーツ施設や文化施設などの公共施設等に提案者の企業名や商品ブランド名等を冠した愛称をつける権利を付与し、その対価を活用して、施設の運営・管理に役立てる手法です。

また、広告掲載事業とは、市の広報紙、封筒、ホームページなどを広告媒体として、民間事業者等が利用可能な市の財産に広告を掲載することで、広告収入を生み出し、収入の増加を図る手法です。具体的な運用については、「飯塚市広告掲載要綱」で規定しています。

(6) 連携協定

行政と民間事業者等が双方の強みを活かし、協力、連携するための枠組として協定等を結ぶことで、地域が抱える社会的な課題解決を図る手法です。

第 2 章　公民連携に取り組む背景及び国等の動向

1　背景

少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、市民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要の増大も重なり、市の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。

人口減少社会が急速に進展する中、真に必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、民間事業者等の資金やノウハウ等を活用していく必要があります。

2　国の動向

国は、1999（平成 11）年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくPFI制度を創設し、2003（平成 15）年には地方自治法改正で指定管理者制度の創設を行うなど、公共施設の整備、運営を中心とした公民連携施策を進めてきました。

内閣府は民間資金等活用事業推進会議を設置して、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を作成し、2013（平成 25）年以降、コンセッション事業（公共施設等運営事業）、公的不動産の有効活用の推進を図っています。2018（平成 30）年以降も同プランの改定を行いながら、地方自治体に対し、PFI/PPP に関して優先的検討規定整備を求めるなど積極的な取組を進めています。

3　先進自治体の動向

横浜市、神戸市、福岡市などの大都市では、いち早く公民連携に取り組んでいます。国の動向と異なっているのは、公共施設等に特化したものだけではなく、民間事業者等とのパートナーシップに基づき、対話を通して新たな公共サービスの創出、市民生活の利便性の向上につなげていることです。

4　飯塚市の現状と課題

行財政改革大綱及びその実施計画に基づき、市民窓口業務、料金徴収事務、オートレース場の運営等では民間委託の導入、公共施設等の運営管理では指定管理者制度の導入を進めてきました。

しかしながら、公民連携には様々な手法があるにも関わらず、民間委託、指定管理者制度、市有財産貸付以外の民間事業者等とのパートナーシップに基づく公民連携については、①公民連携の窓口を設置していないこと、②公平性、透明性確保、倒産などのリスク管理、情報セキュリティへの対応など導入時点での手順が定まっていないこと、③モニタリング（成果検証）の仕組の構築ができていないことから、積極的な連携までには至っていません。

第3章　公民連携の推進目的及び方法

1　必要性

2016(平成 28)年 12 月に策定した「第 2 次飯塚市総合計画」では、協働のまちづくりの推進における施策の方針として「まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の協働による活力ある地域づくりを推進します。」としており、本市として積極的に公民連携に取り組んでいく必要があります。

2　目的

(1) 市民サービスの向上

今後ますます多様化、複雑化する市民ニーズに対し、行政が担う基礎的な行政サービスのみで対応することは困難な状況であることから、民間事業者等の創意工夫、アイデア、資金、技術力、ノウハウ等、保有する資源を活用し、多様なニーズに対応できる、きめ細かい市民サービスの実現を目指します。

(2) 行政コストの見直し

地方公共団体の財政をとりまく環境は、厳しい状況が続いており、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。これまで行政が提供していたサービスについて、公共性を守りながら新たな価値が生じるスキームを構築し、公民連携に取り組むことで、行政コストの圧縮と新たな歳入の確保を図ります。

(3) 地域経済の活性化

様々な分野において公民連携を進めながら、地域における雇用創出や地元企業の発展など、地域経済の活性化につなげる好循環を創出します。

3　推進機関の設置

(1) 窓口の設置

市と民間事業者等が、対話を通して双方の強みを把握し活かすことで、地域課題の克服を実現できるよう、公民連携推進室を設置して市の窓口の一元化を図り、公民連携の取組を推進します。

(2) 窓口と所管課の役割

公民連携推進室は、民間事業者等と所管部署との橋渡しや連携に向けた調整を行いながら、情報の共有化・一元化を図り、公民連携のノウハウを蓄積していきます。

所管部署は、公民連携推進室と連携しながら連携の可能性のある事業の具現化に向けた取組を実施します。

(3) 公民連携推進委員会の設置

公民連携の導入及び評価を審議する内部機関として公民連携推進委員会を設置します。

公民連携推進委員会での審議結果を庁議に報告し、最終的な決定を行います。

なお、公民連携推進委員会で審議する公民連携事業の対象は、民間委託や指定管理者制度など各種ガイドライン、マニュアル等を整備し、個別に運用、実施している事業は除きます。

また、審議対象としている公民連携事業であっても、今後、ガイドライン、マニュアル等を整備し、個別の運用を行うこととした場合は、対象から除きます。

＜　公民連携推進のスキーム図　＞

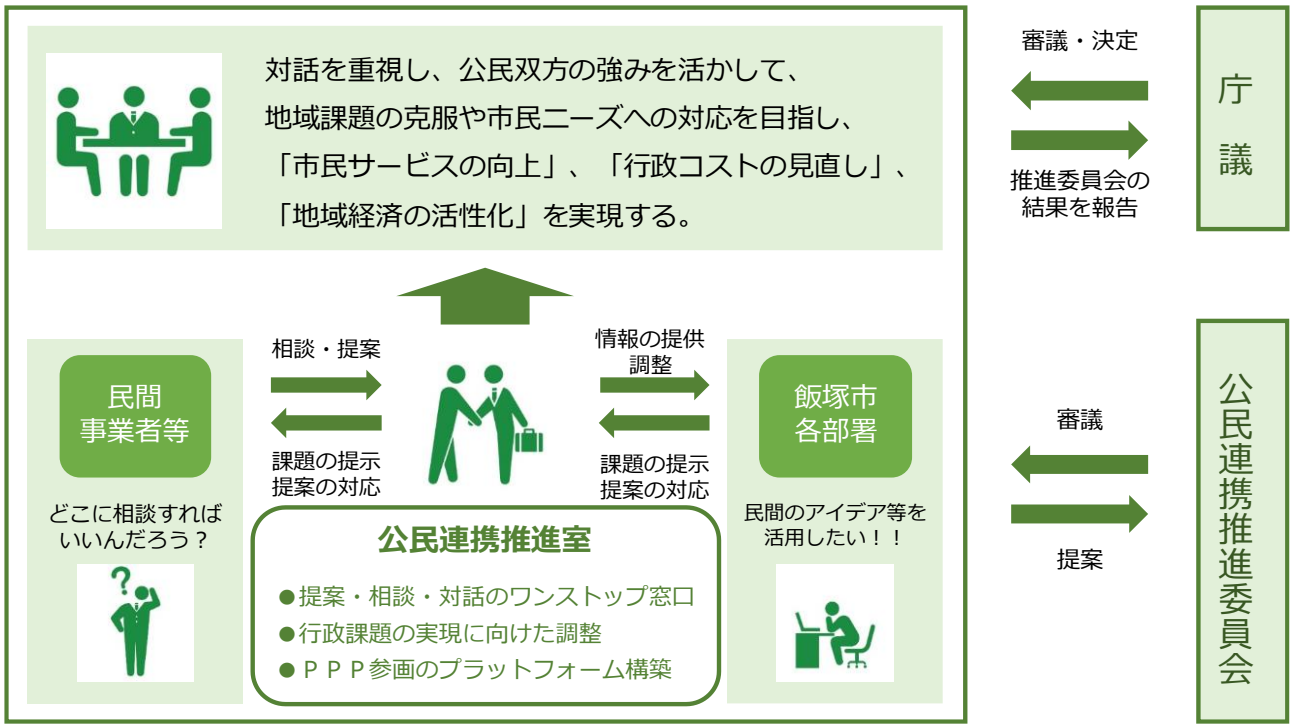

4　公民連携の進め方

公民連携は、市と民間事業者等がパートナーシップに基づき対話を重視して取り組みます。

また、常にサービス向上など成果の拡充を目指すため、PDCAサイクルを基本とした事業展開とします。

（1）市の発案によるもの（テーマ型提案）

段階	実施概要
企画	① 市の課題解決に向け公民連携手法の活用の可能性、成果・効果を検討します。 ② 民間事業者等へのヒアリング、他自治体の取組事例等を調査します。 ③ 提案した事業について、公民連携事業として成立可能な事業スキーム、成果・効果、事業評価指標（以下「KPI」という。）、連携期間、スケジュール等を検討し、最適な公民連携手法を選定します。 ④ 成果・効果が検討時点で確定できない場合は、期間を定めたうえで、実証事業での実施を検討します。 ⑤ 公民連携推進委員会で導入審議を行い、庁議にて導入可否を決定します。
実施	① 公募要領等を公表し、連携事業者を公募します。 ② 公民連携推進委員会で選定審議を行い、庁議にて連携事業者を決定します。 ③ 連携事業者との対話により、具体的な事業の構築を行います。 ④ 協定又は契約等を締結後、連携事業者、連携事業内容、協定又は契約等の内容を公表します。 ⑤ 事業開始後は、モニタリングを行います。
評価・改善	① 公民連携推進委員会及び庁議でKPI等に基づく事業評価を行います。 ② 評価結果を受け連携事業者と事業の改善、又は事業の継続について協議します。

≪　**テーマ型提案（市が提案）**の公民連携実施フロー　≫

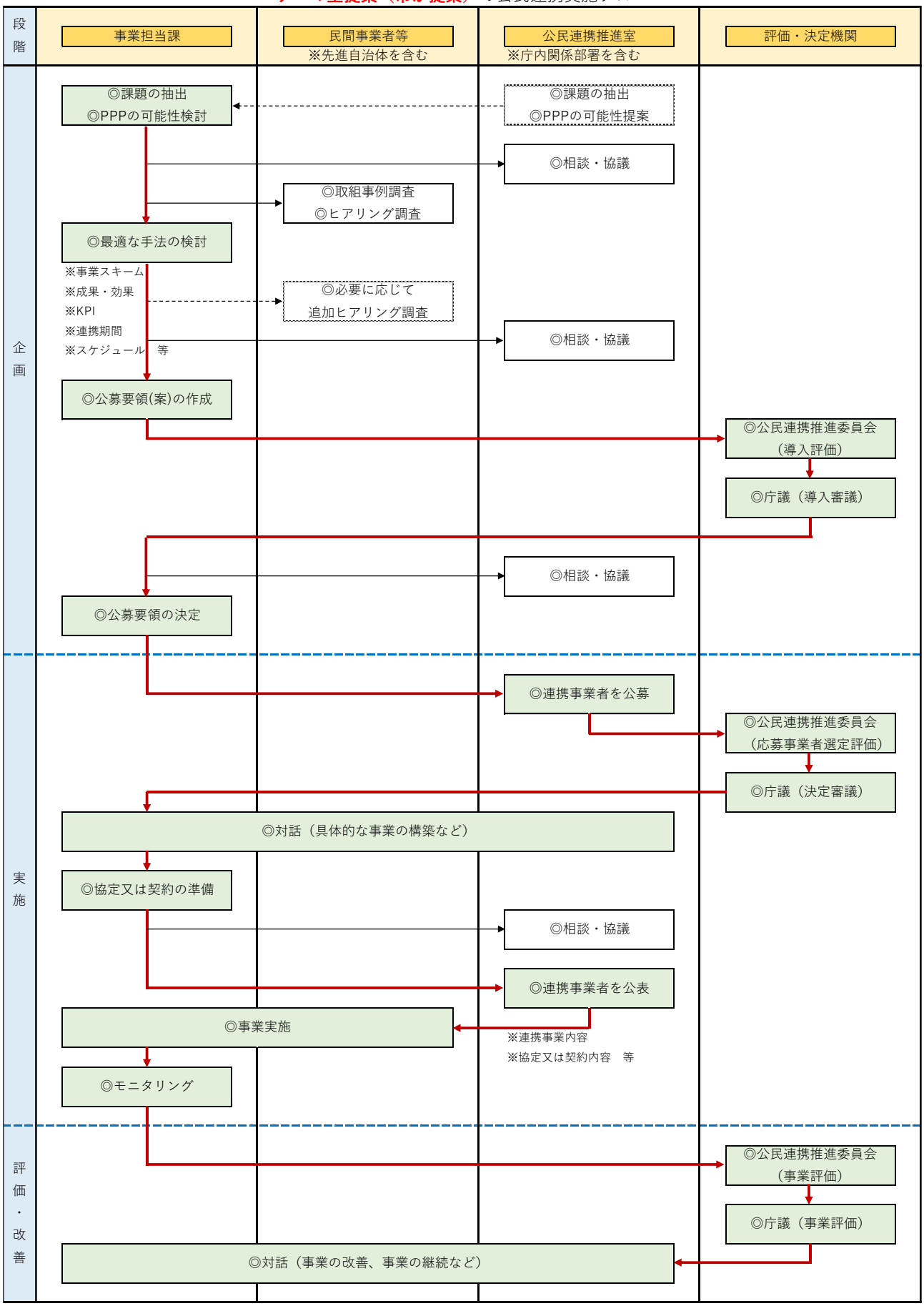

(2) 民間事業者等の発案によるもの(フリー型提案)

段階	実施概要
調査	① 提案事業の必要性、成果・効果を検討します。 ② 提案者との対話により、提案内容について公民連携事業としての妥当性を検討します。 ③ 民間事業者等へのヒアリング、他自治体での取組事例等を調査します。 ④ 市に負担(支出が伴うものや資産の貸付等)が必要な場合には、提案内容に関わらず、入札やプロポーザルなど市の契約制度に基づく導入手法を検討します。 ⑤ 公民連携推進委員会で導入審議を行い、庁議にて導入可否を決定します。
企画	① 提案された事業について、公民連携事業として成立可能な事業スキーム、成果・効果、KPI、連携期間、スケジュール等を検討し、最適な公民連携手法を選定します。 ② 成果・効果が検討時点で確定できない場合は、期間を定めたうえで、実証事業での実施を検討します。 ③ 企画内容に大幅な変更がある場合は、再度、公民連携推進委員会に導入審議を行い、庁議にて導入可否を決定します。
実施	① 公募する必要がある場合は、公募要領等を公表し、連携事業者を公募します。 ② 公民連携推進委員会で選定審議を行い、庁議にて連携事業者を決定します。 ③ 連携事業者との対話により、具体的な事業の構築を行います。 ④ 協定又は契約等を締結後、連携事業者、連携事業内容、協定又は契約等の内容を公表します。 ⑤ 事業開始後は、モニタリングを行います。
評価・改善	① 公民連携推進委員会及び庁議でKPI等に基づく事業評価を行います。 ② 評価結果を受け連携事業者と事業の改善、又は事業の継続について協議します。

≪　**フリー型提案（民間事業者等が提案）**の公民連携実施フロー　≫

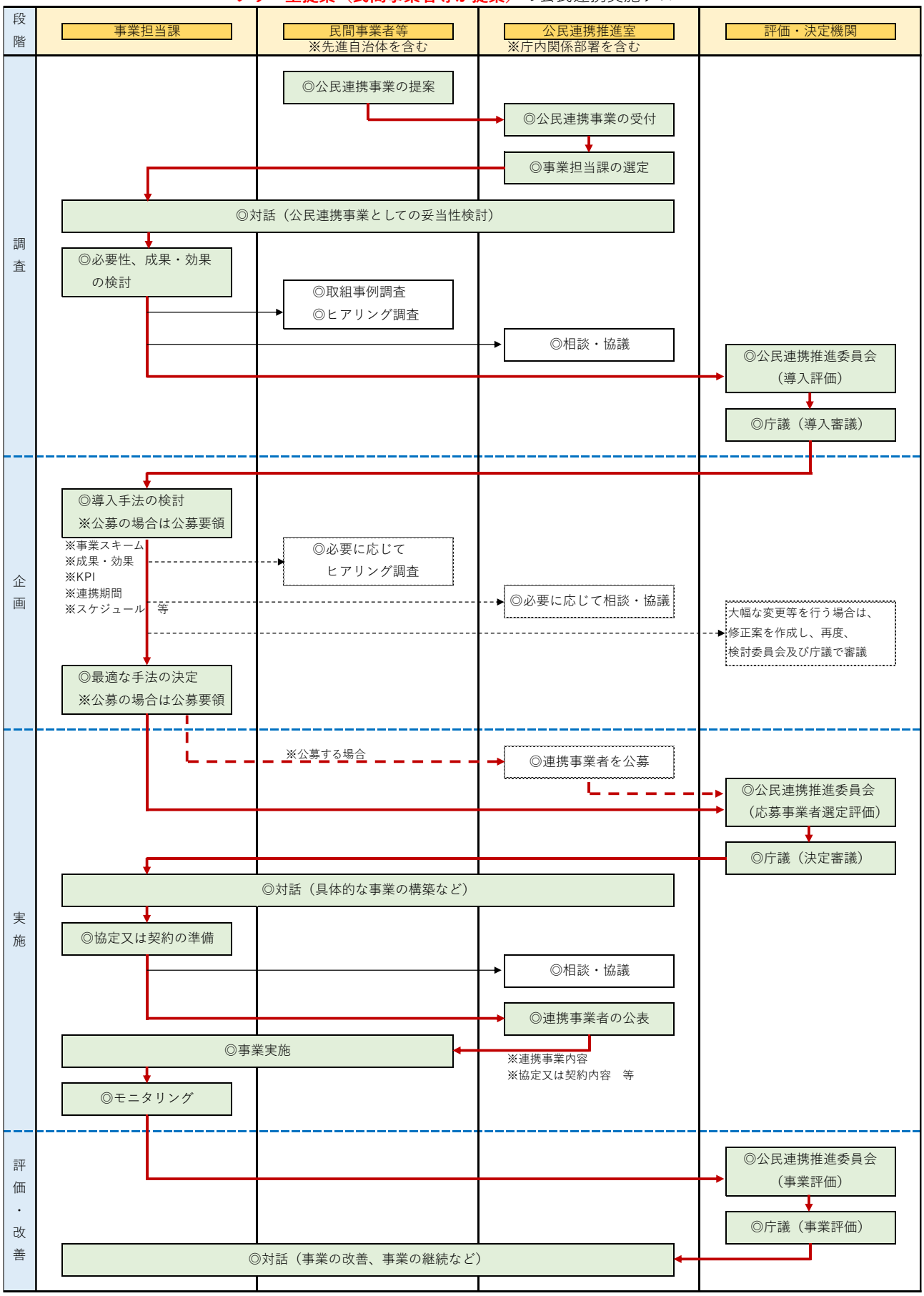

(3) 市の予算や資産を活用する公民連携手法の取り扱い

PFIなど予算規模が大きく、市の資産を活用する公民連携手法については、この指針に係らず、より詳細な取扱いを定めたガイドライン等を策定し、公平性、透明性を確保したうえで推進していきます。

第 4 章　推進時における留意事項

1　事業内容について

(1) 公民連携が可能な事業であること

まず、公民連携を検討する段階で、検討している事業が以下の要件を満たしているか確認する必要があります。

① 法令によって実施主体が地方公共団体や地方公務員であることが義務付けられていない

② 市民に義務や負担を課す業務や、権利を制限又は強制する行為を含む業務ではない

③ 政策決定、条例、規則等の制定など行政の意思決定に関わる業務ではない

(2) サービス水準が確保できること

単なるコスト削減を目的として、公共サービスの質を落とすことのないように、市と民間事業者等は、対話を通して確保すべき水準等について協議し、契約書、協定等で明確にする必要があります。

(3) 費用対効果等が期待できること

直営と同等以下の費用で、より質の高いサービスが提供できるよう、市と民間事業者等は、対話を通して確認する必要があります。この場合の費用とは、事業実施に係る経費だけではなく、将来リスクに伴う市が負担すべき経費も想定したライフサイクルコストとして認識する必要があります。

2　連携事業者について

(1) 公平性と透明性が確保できること

市に負担が生じないことにより、公募によらない連携事業者の選定にあたっては、他者との競合性があるかどうか、選定手法や過程に問題がないか等、公平性と透明性を確保する必要があります。

(2) 法令順守が徹底されること

連携事業者が守るべき法令や暴力団の関与の排除など、仕様書、契約書及び協定等において明確に示し、確認する必要があります。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱いの徹底

機密の保持が必要となる事業については、機密保持が担保できる体制か確認する必要があります。

特に、個人情報に関する事項については、「飯塚市個人情報保護条例」に基づき、適切な取扱いを徹底する必要があります。

3 その他

上記の項目で掲げた留意事項以外に、次の事項についても必要に応じて、連携事業者との対話を通して取り決めます。

(1) 役割分担、責任の所在、リスク分担

事業実施にあたり、連携事業者と市は、役割分担、責任の所在及びリスク分担等について、仕様書、契約書及び協定等において、明確にする必要があります。

(2) アイデア等の情報保護

公民連携事業は、オープンな過程の中で進めることを基本としていますが、連携事業者の独自のアイデアなどが適切に保護されることが重要になります。市と連携事業者は、民間事業者等のアイデアなど保護すべき情報の取り扱いについて、「飯塚市情報公開条例」に基づき協議する必要があります。

(3) モニタリング手法

事業実施にあたり、飯塚市公民連携推進委員会により評価を受ける仕組、評価結果を事業に反映させる仕組など、具体的なモニタリング手法について取り決めておく必要があります。

(4) 連携事業者が作成すべき記録や報告

事業の実施状況を把握し管理を行うために、市と連携事業者は、必要な記録や報告の内容、打合せの機会等について取り決めておく必要があります。

(5) 事業継続が困難になった場合の措置

社会経済情勢の変化や災害等の突発的な事情により、事業の継続が困難になった場合の措置について、取り決めておく必要があります。

(6) インセンティブ

より良い事業実施の提案や連携事業者のモチベーション確保に向けたインセンティブ付与の是非について、必要に応じて検討する必要があります。

総務委員会　資料
平成31年3月11日提出

平成30年度　グローバル人材育成研修事業　研修日程表

研　修	日　程	時　間	場　所	内　容
結団式・保護者説明会①	9月22日(土)	11:00～13:00	本庁舎2階多目的ホール	随行者紹介、事業説明、渡航手続き等
事前研修①	9月22日(土)～9月23日(日)	22(土)15:00～23(日)16:30	福岡県立少年自然の家「玄海の家」	現地研修に向けての各種研修(宿泊研修)
事前研修②	11月4日(日)	13:00～16:00	本庁舎2階多目的ホール	OB・OGとの交流
事前研修③	12月16日(日)	13:00～16:00	本庁舎2階多目的ホール	留学生との交流・対話練習
事前研修④	1月27日(日)	10:00～16:00	本庁舎2階多目的ホール	コミュニケーション研修等
保護者説明会②	2月24日(日)	10:00～12:00	本庁舎2階多目的ホール	渡航に係る最終説明会
事前研修⑤	3月10日(日)	13:00～16:00	本庁舎2階多目的ホール	コミュニケーション研修等
現地研修	3月25日(月)～4月2日(火)	現地研修9日間 ホームステイ、現地学生との交流(学校登校)など		
事後研修①	4月14日(日)	10:00～16:00	イイヅカコミュニティセンター セミナー室	帰国報告会、事後活動へ向けての研修
事後研修②	4月28日(日)	10:00～16:00	イイヅカコミュニティセンター 401学習室	帰国報告会、事後活動へ向けての研修
帰国報告会・解団式	5月12日(日)	13:30～15:00	イイヅカコミュニティセンター 401学習室	帰国報告会

※上記の日程で予定していますが、変更の可能性もあります。

４ 常 任 委 員 会 共 通 資 料
平成３１年３月７日～11 日提出

国際都市いいづか推進計画

～いいづかグローバル化プロジェクト～

市内探訪する外国人留学生
嘉穂劇場にて

2019（平成 31）年３月

はじめに

近年の社会経済情勢は世界的規模で広がる人やモノ、情報の流れ、いわゆるグローバル化と情報化の進展及びＡＩ（人工知能）や５Ｇ（次世代通信規格）にみられる技術革新に大きな特徴があると考えており、これらの技術や現象は刻々と変化し、進化しております。加えて、人口減少・少子長寿化の進行は私どもの暮らしや企業活動に大きな影響を与えるものであり、特に、経済活動を支える生産年齢人口の減少が人手不足や地域経済の縮小につながることを危惧しております。

飯塚市が将来にわたり、県央の中心的な役割を担う活力ある都市として成長を続けるためには、このような変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材の育成と国際化や情報化の進展を見据えた未来志向の施策の構築が必要になると考えております。

このようなことから、2018（平成 30）年 4 月に国際交流推進室を設置し、サニーベール市との姉妹都市交流を中心に本市の国際化を進めておりますが、このたび、この流れを全庁的な、部局横断的な広がりと深まりの中で着実に進めていくため、国際都市いいづか推進計画を策定いたしました。

国際化は時代の潮流となりつつありますが、何よりも大切なことは国際化を推進するにあたり、市民の皆様とともに外国の方にやさしいまちづくりを目指すことにあると考えております。飯塚市は 2018（平成 30）年 5 月に内閣府より共生社会ホストタウンに登録いただき、更に、2020 年東京パラリンピックの南アフリカ共和国車いすテニス及び水泳競技の事前キャンプ地に決定いたしました。また、毎年開催される飯塚国際車いすテニス大会は多くの外国人選手をお迎えする中、2,000 人を超えるボランティアの皆様で支えられております。このような取り組みとともに、この計画を推進することで、外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子ども達、全ての方にやさしく、そして温かい飯塚市を実現してまいりたいと考えております。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

飯塚市長　　片峯　誠

目　次

第１章　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・　１Ｐ

第２章　計画の位置づけと対象期間・・・・・・・・・　２Ｐ

第３章　国際化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・　３Ｐ

第４章　グローバル化に向けた課題・・・・・・・・・　９Ｐ

第５章　国際都市づくりの意義・・・・・・・・・・・１０Ｐ

第６章　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・１２Ｐ

第７章　施策の具体的な方向性・・・・・・・・・・・１３Ｐ

第８章　飯塚市の海外との姉妹都市交流について・・２０Ｐ

第９章　飯塚国際交流推進協議会の紹介・・・・・・２５Ｐ

第１章　計画策定の趣旨

本市は、2017（平成 29）年度に「第２次飯塚市総合計画」を策定し、「人権を大切にする市民協働のまち」、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」、「活力とうるおいのあるまち」、「やさしさと豊かな心が育つまち」、「水と緑豊かな快適で住みよいまち」の５つの基本理念を定め、目指すべき都市目標像として「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち住みつづけたいまち～共に創り　未来につなぐ　幸せ実感都市　いいづか～」の実現に向け、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が協力・連携する協働によるまちづくりを推進しています。

近年の情報関連技術の飛躍的な発達により、政治・経済・文化など、あらゆる分野でのボーダレス化が進み、人、もの、情報の動きが地球規模で活発化しています。

そのような社会情勢の中、地方都市においても積極的に国際化を推進し、グローバル社会に対応する施策が必要となってきています。

本市においては、中長期的な観点から人口減少の克服及び地方創生に関する施策を推進していますが、外国人材の受け入れや活用、地域人材のグローバル化の推進などにより、地域経済の活性化、次代を担う人材の育成、まちの魅力向上などの課題解決につなげていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市における国際化、グローバル化を推進し、多様な文化を理解し受け入れることができる市民意識の醸成と、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指し、本市における国際政策の基本的な考え方や、様々な分野にわたる施策の方向性を示すために「国際都市いいづか推進計画」を策定するものです。

米国サニーベール市のヘンドリックス市長と片峯市長
2017（平成 29）年９月に来飯された際の記念撮影

第２章　計画の位置づけと対象期間

１．計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した「第２次飯塚市総合計画」を上位計画とし、本市が取り組む国際政策の方向性を示す計画として策定します。

２．対象期間

対象期間は、本計画の上位計画である「第２次飯塚市総合計画」において実施する中間年次点検の年度に終期を合わせるため、2019（平成 31）年度から 2021 年度までの３カ年とします。

また、計画については、必要に応じた見直しを行い、「第２次飯塚市総合計画」の後期期間に合わせ、2022 年度から 2026 年度までの５カ年間の次期計画を策定します。

総合計画の期間　2107 年度（平成 29 年度）～2026 年度までの 10 年間

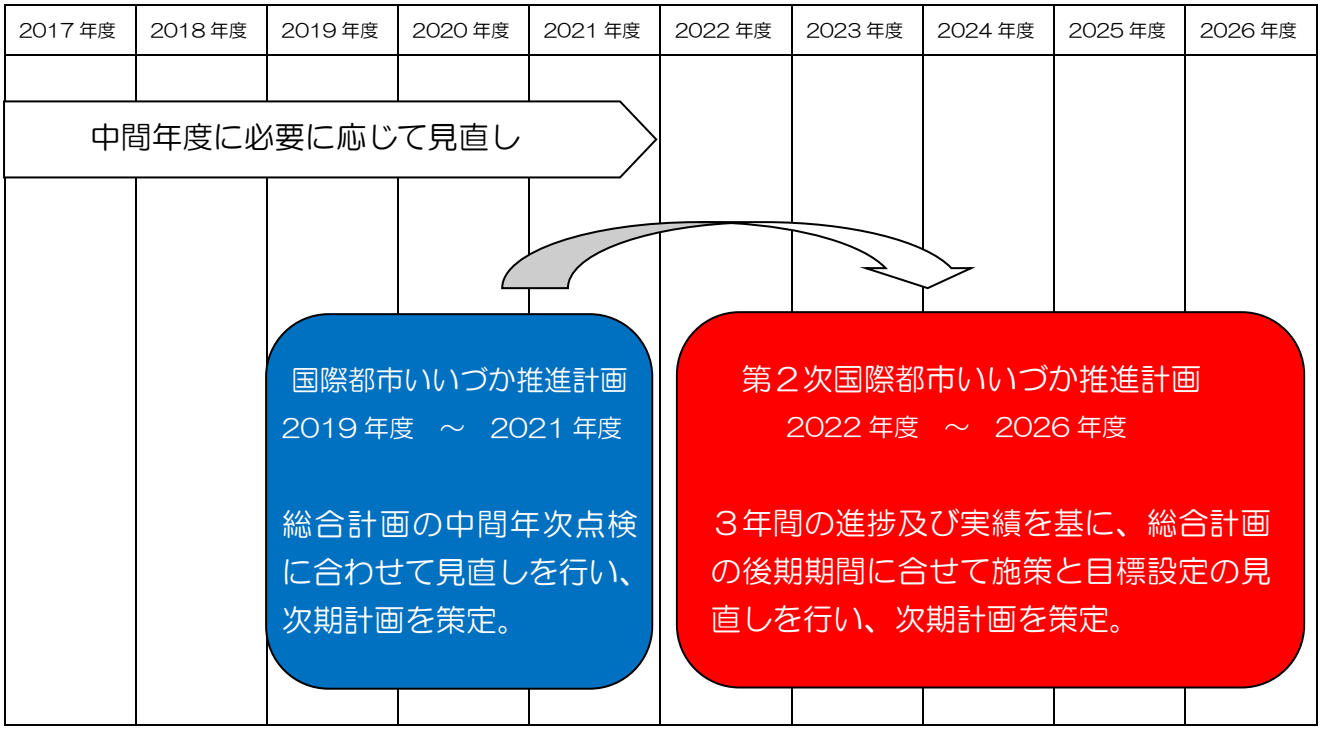

３．計画の進捗管理

昨今、国際化に向けた大きく変化している社会情勢を踏まえながら本計画の実効性を確保するために、毎年度の点検・評価による進捗管理を行い、必要に応じて見直し改善を行いながら計画の推進を図ります。

第３章　国際化の現状

１．日本に住む外国人数

図１　日本に住む在留外国人数の推移（2017年１２月末現在）

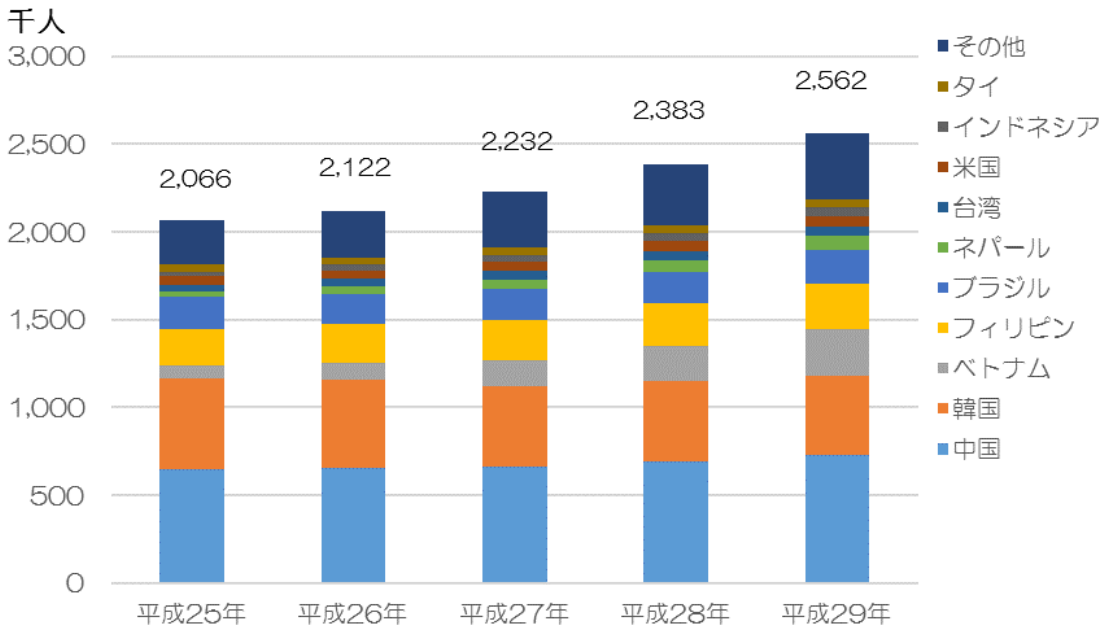

出典：法務省「在留外国人統計」

外国人数は平成 26 年以降より急激に増加しており、特にベトナム人が著しく増加しています。

図２　日本の在留資格別在留外国人数（2017年１２月末現在）

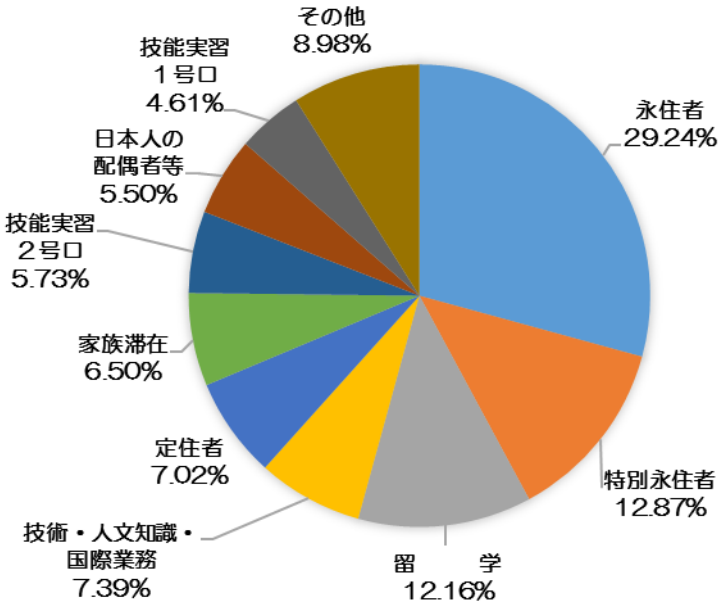

出典：法務省「在留外国人統計」

「永住者」「特別永住者」が全体の約４割を占め、「留学」が続きます。

図３　日本の外国人留学生の推移（2017 年５月１日現在）

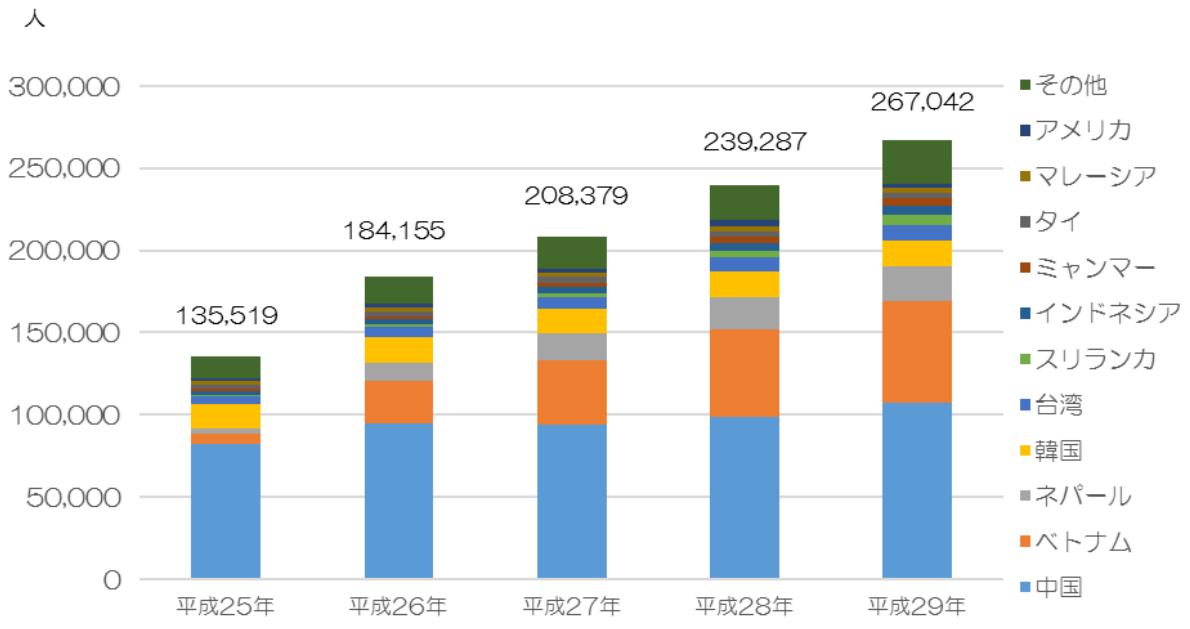

出典：独立行政法人　日本学生支援機構

※平成 25 年及び平成 26 年の日本の留学生の数値については、独立行政法人日本学生支援機構及び福岡県地域留学生交流推進協議会の資料に基づき算出している。

※平成 27 年～平成 29 年の日本の留学生の数値については、独立行政法人日本学生支援機構の調査に基づき作成している。

平成 26 年以降「ネパール」及び「ベトナム」からの留学生が急激に増えています。

2. 福岡県に住む外国人数

図１　福岡県に住む在留外国人数の推移（2017 年 12 月末現在）

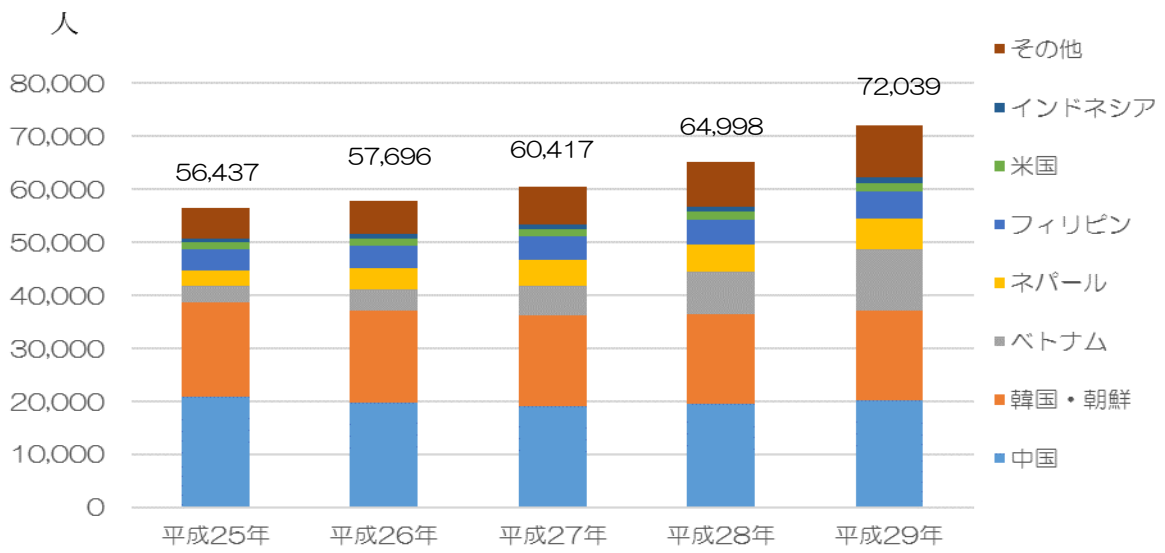

出典：福岡県「福岡県の国際化の現状」

外国人数は徐々に増加しています。特にベトナム人が急激に増えています。

図２　福岡県の在留資格別在留外国人数（2017 年 12 月末現在）

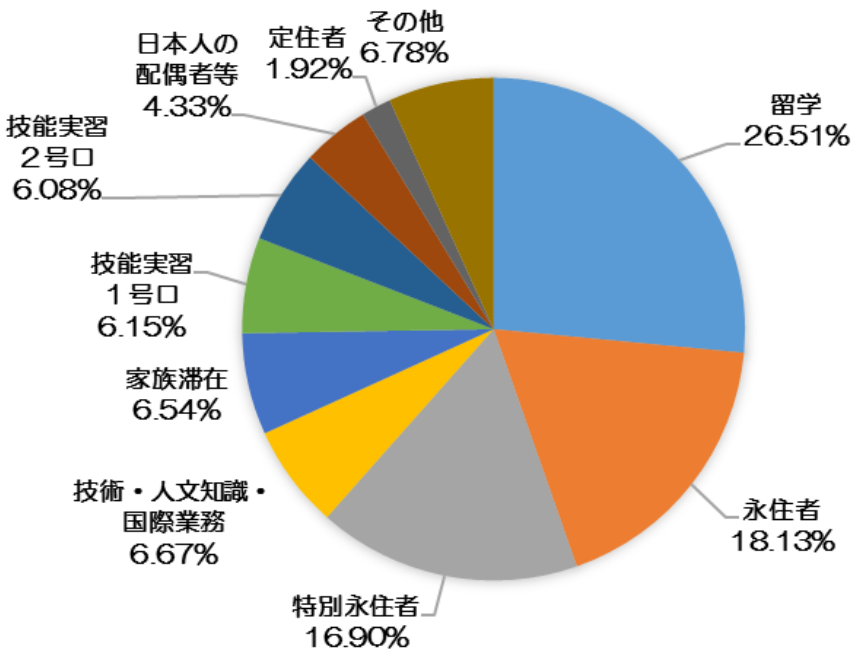

出典：福岡県「福岡県の国際化の現状」

「留学」が最も多く全体の約２５％以上を占めています。次いで、「永住者」「特別永住者」が続きます。

図３　福岡県の外国人留学生の推移（2017 年５月１日現在）

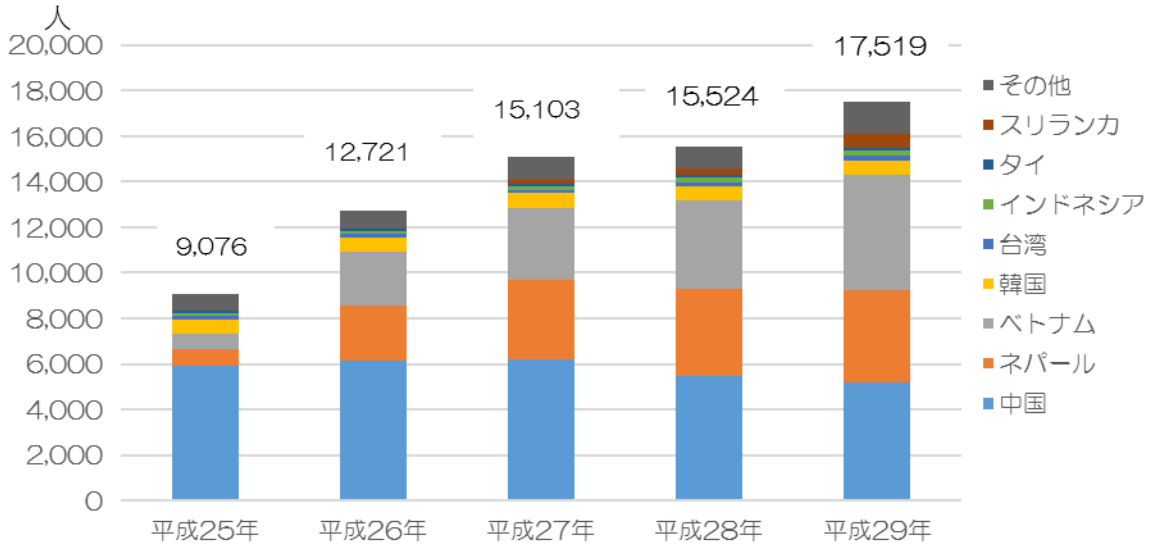

出典：福岡県「福岡県の国際化の現状」

※平成 25 年及び平成 26 年の福岡県留学生の数値については、独立行政法人日本学生支援機構及び福岡県地域留学生交流推進協議会の資料に基づき算出している。

※平成 27 年～平成 29 年の福岡県留学生の数値については、独立行政法人日本学生支援機構の調査に基づき作成している。

平成 26 年以降「ネパール」及び「ベトナム」からの留学生が急激に増えています。

図４　福岡県内の在留外国人数が多い自治体上位 10 位（2017 年 12 月末現在）

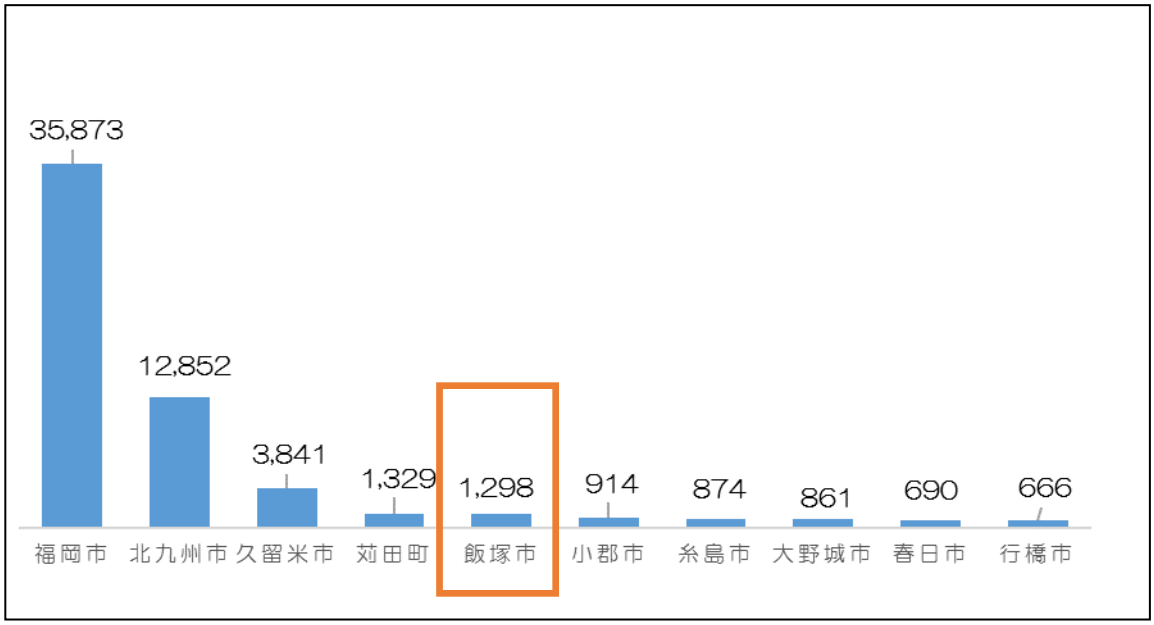

出典：法務省「在留外国人統計」

本市は県内で５番目の在留外国人数となっています。

３．飯塚市に住む外国人数

図１　飯塚市に住む在留外国人数の推移（2018 年３月末現在）

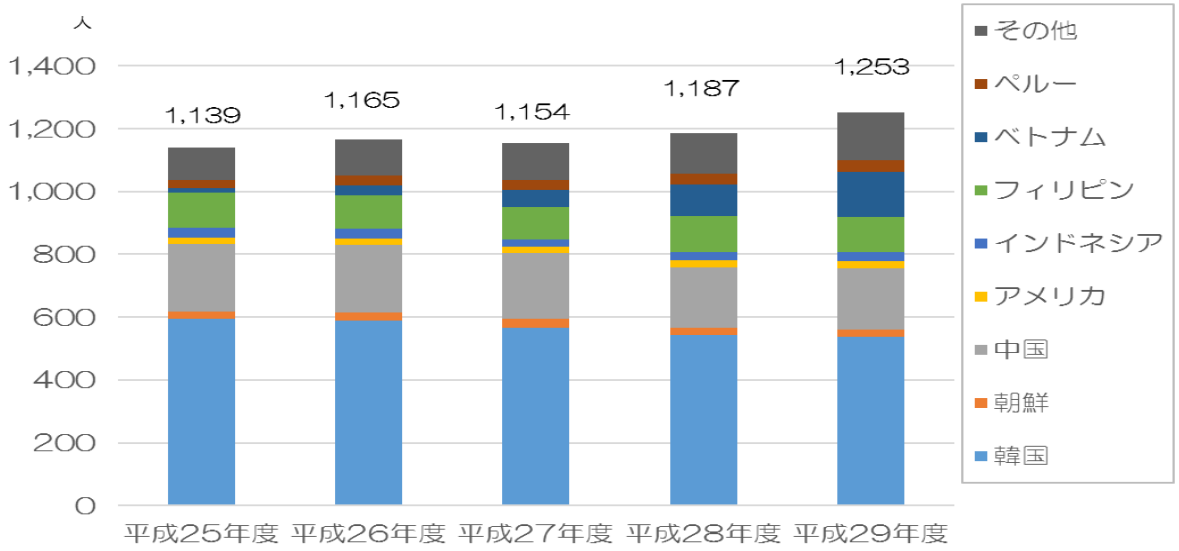

出典：飯塚市「住民基本台帳」（2018 年）及び法務省「在留外国人統計」

※在留登録が３か月未満の外国人は住民登録を行わないため除く。

飯塚市の外国人は平成 26 年度以降微増傾向にあります。特に、平成 28 年度以降ベトナム人が急増しています。

図２　飯塚市の在留資格別在留外国人登録数（2018 年３月末現在）

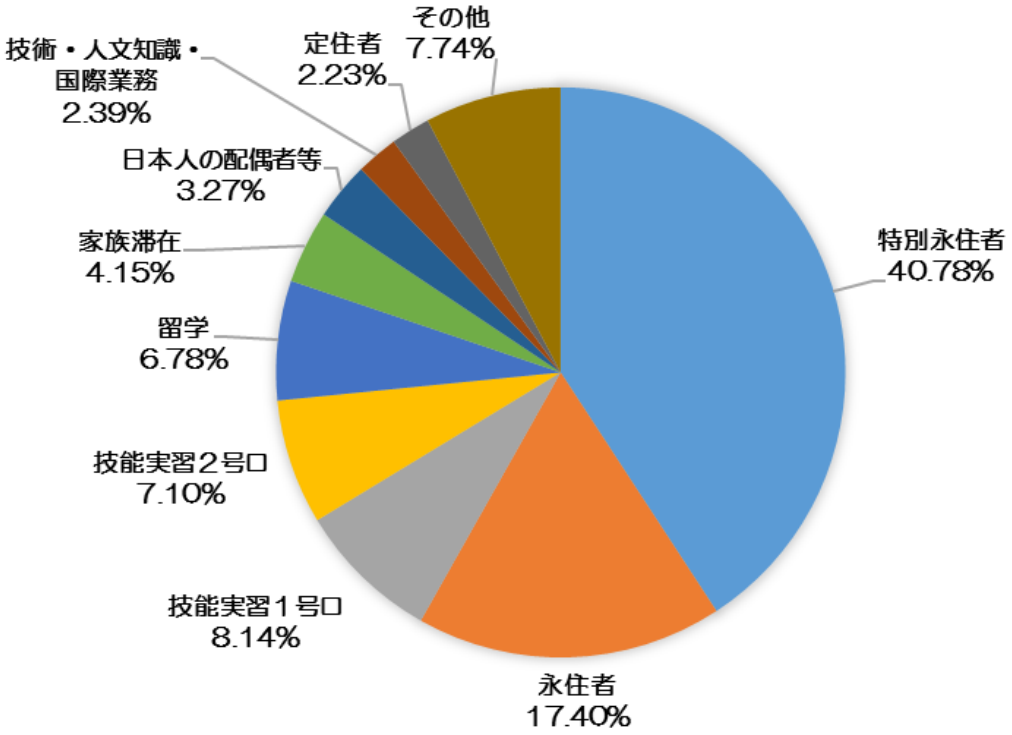

出典：飯塚市「住民基本台帳」（2018 年）

※在留登録が３か月未満の外国人は住民登録を行わないため除く。

「特別永住者」及び「永住者」が半数以上を占めています。

図３　飯塚市の外国人登録留学生数の推移（2018 年３月末現在）

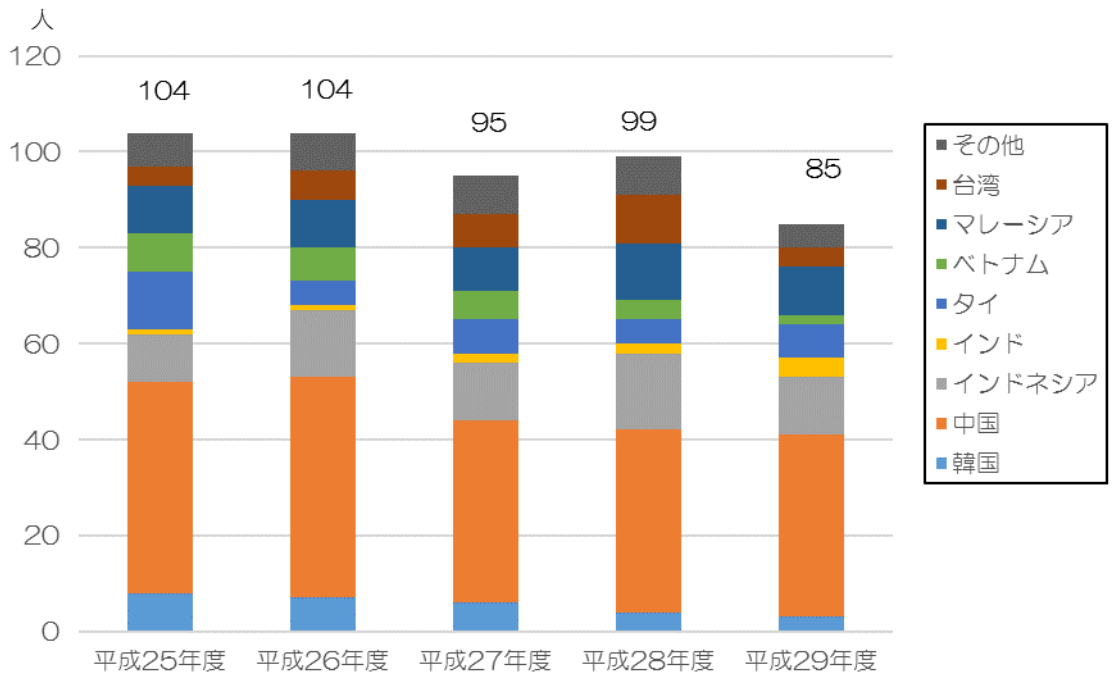

出典：飯塚市「住民基本台帳」（2018 年）

※在留登録が３か月未満の外国人は住民登録を行わないため除く。

アジアからの留学生が大部分を占めています。近年は若干の減少傾向にあります。

飯塚山笠に参加した外国人留学生たち

第４章　グローバル化に向けた課題

国においては、訪日外国人旅行者数を 2020 年に年間 4,000 万人まで増加させる「観光立国推進基本計画」の推進や、同じく 2020 年を目途に 30 万人の留学生受け入れを目指す「留学生 30 万人計画」を推進しています。また、人口減少によって将来予想されている深刻な人手不足の解消に向けて入管難民法を改正し、外国人労働者の受け入れ拡大を推進することとしており、外国人材を活用した地方創生や経済政策を、国をあげて行っています。また福岡県においても、日本におけるアジアの玄関口としての地理的利点を活かし、訪日外国人旅行者数は年々増加傾向にあり、2010（平成 22）年の 81 万人から 2016（平成 28）年には 259 万人と約３倍に増加しています。

このような情勢の中、本市には３つの大学（近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、九州工業大学情報工学部）があることから、外国人留学生やその家族を含む多くの外国人が本市を訪れており、任意団体「飯塚国際交流推進協議会」を中心に、市民との触れ合いの機会を創出し、市民への国際理解と協力の輪を広げる取り組みを進めてきました。また、本市の地域資源や強みを活かした観光インバウンドを推進し、韓国や台湾など、アジア諸国からの観光客誘客を推進しています。更には、アメリカ合衆国カリフォルニア州にあるサニーベール市と、2014（平成 26）年度より毎年度実施している「子どもたちによる海外研修事業（学校間交流事業）」で、本市を訪れた際に受ける日本人特有の“おもてなしのこころ”が高く評価され、2016（平成 28）年 12 月には同市と姉妹都市協定を締結し、本市で初めての姉妹都市が誕生しました。

今後は、人口減少地域における定住人口の増加や労働力不足の解消といった、本市における様々な課題を解決する一助とするために、本市からの距離や時差も少なく、市内に住む外国人の比率が高い東南アジア諸国をはじめとした海外諸国との友好関係を構築し、外国人留学生および外国人労働者の支援など、積極的に取り組んでいく必要があります。また、外国人の定住化を促進するうえで、地域住民として受け入れられるような環境の整備がより一層求められます。

そのためには、市民の国際理解を強力に推進し、本市で暮らす外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生ができる、多文化共生のまちづくりを目指して取り組んでいく必要があります。

※多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に生きていくこと。

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006（平成 18）年３月　総務省

第５章　国際都市づくりの意義

地域における国際化を推進することは、多様な文化との交流や地域における新たな活力の創出など、「ひとづくり」そして「まちづくり」へと発展させていくことによって、本市の魅力をさらに高めるとともに、人口減少地域における定住人口の増加や労働力不足の解消といった直接的な課題解決へとつながります。

１．ひとづくり

（１）飯塚市の魅力である自然、文化、歴史を再認識する。

外国人との交流は、文化や価値観の違いから、私たち自身が気づいていない、まちの魅力や素晴らしさに気づかせてくれます。

そして、私たちが暮らしているまちの魅力を再認識することで、ふるさとへの愛情や、住み続けたいという心を育みます。

（２）異文化への理解を深め、外国人とふれあい、差別や偏見のない思いやりのある心を育む。

わが国にも歴史があるように、世界中の国々にも各々の歴史があります。

伝統や文化、慣習は、その国における長い歴史の中で醸成され、培われてきた大切なものであり、お互いに理解し合い、尊重されなくてはいけません。

地域において、外国人との交流を推進することで、自国とは異なる文化や歴史、異文化への理解を深め、外国人に対する差別や偏見のない、思いやりのある心を育みます。

（３）国際感覚を養うとともに、国際的な視野を持って活躍できる人を育てる。

国際化、グローバル化の急速な進展の中で、世界で活躍できる人材を育てることが重要です。そのためには、教育環境の整備を進め、日本人だけでなく、地域で暮らす外国人にとっても、様々な選択肢から将来を決めることが出来るようにすることも大切です。

また、子どもから大人まで、あらゆる世代において、多様な文化や価値観に触れる機会を創出し、教育やスポーツなどを通じて、異文化への理解やコミュニケーション能力を向上させることによって国際感覚を養うとともに、国際的な視野を持って活躍できる人材を育てます。

２．まちづくり

（１）異文化との交流によって、新しいまちの魅力や活力を生み出す、元気な地域づくりの推進。（多文化）

地域における国際理解を推進することによって、新しいまちの魅力や活力ある地域づくりを目指し、日本人と外国人が共存して暮らせる多文化共生のまちづくりを推進することが重要です。

多文化共生のまちづくりが進むことによって、外国人と市民との交流が活発となり、地域における、新たな価値観、新たな文化、新たな魅力などの創出へとつなげていき、元気あふれる地域づくりを目指します。

（２）地域経済・産業の活性化に向けた、海外との経済交流の推進。（経済）

市内への外国人観光客の増加は、飲食、小売、物流など幅広い経済効果を生み出します。また、人口減少による将来的な経済規模の縮小が危惧される今日においては、地域経済・産業の活性化を促すために、国内市場だけに留まらず、広く海外まで市場の拡大を検討することや、今後益々増加が見込まれる地域の担い手不足といった課題の解消につながる取り組みも重要です。

近年、著しい経済成長を遂げている東南アジア諸国との経済交流を視野に入れ、地域資源などを活かしたまちづくりを推進し、本市のブランド力を高め、広く海外に向けて魅力を情報発信し、海外への販路拡大や観光インバウンドの推進、外国人労働者支援など、地域経済・産業の活性化につながる取り組みを推進します。

（３）安全で安心な、外国人にも優しく暮らしやすいまちづくりの推進。（定住）

地域において国際理解を推進することや、地域で暮らす日本人と外国人の双方にとって、安全で安心な優しく暮らしやすい、持続可能なまちづくりを推進することにより、移住・定住人口の増加につなげることが重要です。

そのためには、地域におけるルールや生活習慣などに対する理解と協力を促し、多様な文化や価値観を共有するとともに、地域住民として受け入れられることができる環境の整備や、民間団体を活用した外国人労働者支援の取り組みによる就労環境の改善を図ることで、経済的にも安定した生活を送ることが可能となります。

外国人が地域住民の一員として、地域社会を支える担い手としての役割を果たすことができ、外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、本市の定住人口増加へつながる地域づくりの取り組みを推進します。

第６章　計画の体系

１．基本理念

第２次飯塚市総合計画では、都市目標像を「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち～ 共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか ～」としています。

また、基本計画の第５章「国際交流・多文化共生の推進」の施策方針として「外国人と市民との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくり」を推進することとしています。

本計画は、グローバル化の急速な進展により、人・もの・情報の交流が活性化している中で、世界に目を向けて、多様な文化の享受とあらゆる国籍の人々との共生や、国際交流・経済交流を通じて国際化を推進していくことで、魅力あふれる“ひとづくり”と“まちづくり”を目指すこととし、「人とまちと世界がつながる 国際都市いいづか」を基本理念と定めます。

人とまちと世界がつながる 国際都市いいづか

～ 外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち
全ての方に優しく、そして温かい飯塚市をめざして ～

２．基本方針

“国際都市いいづか”の実現に向けた基本方針として、「多文化共生」と「国際交流・経済交流」の２つを大きな柱とし、それぞれに施策と目標を設定することにより、国際化を推進していきます。

大きな柱①

多文化共生

理解と尊重により、差別や偏見の無い温かな心を育て、外国人に優しく住みやすいまちを目指し、国際化を推進していく。

【施策】
① 国際理解の推進
② 多文化共生の地域づくり
③ 多言語による情報発信
④ 外国人への生活支援

大きな柱②

国際交流・経済交流

市民や団体、企業などが国際交流・経済交流を通じて魅力の向上や新たな活力を生み出し、国際化を推進していく。

【施策】
① 姉妹・友好都市との交流
② 教育・スポーツを通じた交流
③ 経済交流の推進
④ 国際観光の推進

第７章　施策の具体的な方向性

１．大きな柱①　多文化共生

数値目標（KPI）		
評価指標	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
市内在住外国人の数	1,253 人〔2017（H29）年度〕	1,410 人

基本的な方針
市内外に向けた、市の様々な情報発信に関しての多言語化の推進や、多様な文化の享受とあらゆる国籍の人々との共生ができる、差別や偏見のない地域づくりを推進することで、本市で暮らす外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、本市の定住人口増加へとつなげる。

①　国際理解の推進

外国人市民が暮らす地域において、地域のルールや生活習慣などの理解と協力を促し、地域住民として受け入れられることができる環境の整備など、地域で暮らす日本人と外国人の双方にとって、安全で安心な優しく暮らしやすい地域づくりを推進することで、移住・定住人口の増加につなげる。

具体的な事業

○地域における国際理解の推進

各まちづくり協議会や自治会等と協力し、地域で行われる様々なイベントに、地域で暮らす外国人の参加を促し、外国人とのふれあいを通して、相互理解を図る。

○学校における国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等による国際教育を推進し、文化の多様性について一人ひとりが互いに理解を深め、子どもの頃からの国際感覚を醸成する。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
参加者アンケートにおける満足度	―	85%

※KPI とは、key performance indicator の略語であり、重要業績評価指標を示します。目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標となります。組織や個人が日々活動、業務を進めていくにあたり、「何を持って進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度であり、現在の状況を表す様々な数値などの中から、進捗を表現するのに最も適していると思われるものが選択されます。

② 多文化共生の地域づくり

多文化共生イベントを実施し、広く市民と外国人との交流を推進することで、自国とは異なる文化や歴史、異文化への理解を深める。また、外国人に対する差別や偏見のない地域づくりを行うことで、外国人と市民との交流が活発となり、元気あふれる地域づくりを目指す。

具体的な事業

○多文化共生イベントの実施

「いいづか街道まつり」などの市民イベントに、飯塚国際交流推進協議会と外国人が共同で参加し、市民への国際理解を図る。

○外国人に対する人権擁護の推進

外国人に対する差別や偏見のない地域づくりを推進するために、人権研修等を開催する。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
市民イベントへの参加者数	800 人	1,000 人

③ 多言語による情報発信

市内在住の外国人に向けた、行政サービスの情報を多言語で発信することで、必要な情報を確実に取得できるよう環境整備を行う。また、市外から訪れる外国人に向けて市の PR 情報や看板等の表記を多言語化することにより、共生のまちづくりを目指す。

具体的な事業

○多言語による情報発信

市からの通知文や、ホームページ、各刊行物や防災情報など、行政サービス情報の多言語化を推進する。

○市の PR 情報や看板等表記の多言語化

市内在住の外国人や、外国人観光客等の利便性を向上させるため、市の PR 情報や看板等について、外国人に分かりやすい多言語化を推進する。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2017（H29）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
国際交流のホームページへのアクセス数	757 件	3,000 件

④ 外国人への生活支援

外国人を地域住民として受け入れるための環境整備や、就労環境の改善を図ることで、外国人にとっても住みたいまち、住み続けたいまちとして、本市の定住人口の増加へつながる地域づくりの取り組みを目指す。

具体的な事業

○外国人児童教育支援事業

市立の小・中学校に在籍している外国人の児童生徒等のうち、日本語の理解が難しい者等に対して、市教育委員会が指定した市立学校)に外国人児童生徒等のための教室を設置し、日本語指導、教科の補充学習及び英語指導等を教員が行うことにより、外国人児童生徒等の日本語能力を育成し、生活適応を促進することで、外国人児童生徒等が安心して学び、通学できる環境を整備するとともに、国際理解教育の充実を図る。

○外国人の窓口ワンストップ化

市役所に来られた日本語の話せない外国人に対する行政手続きの支援や通訳、また外国人向けの生活相談を行うことでワンストップ化を図る。

○外国人向け住宅の確保

市内の民間賃貸住宅や空き家等を活用し、外国人向け住宅の確保を行うことで、定住化を促進する。

○外国人就労支援事業

外国人を対象とした日本語教室やセミナーなどを開催する。また、民間を活用した外国人材受入企業の支援を行う。

○外国人留学生支援事業

国際交流・多文化共生の推進のため、県内の大学の留学生拡大を産・学・官が一体となって支援している「福岡県留学生サポートセンター運営協議会」への参画、および留学生の生活・就職・交流支援を行う。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
外国人児童への通級指導対応率	100%	100%
外国人就労支援による雇用企業数	－	３社（３年間計）

※福岡県留学生サポートセンター運営協議会

大学、行政、産業界、地域社会が一体となって留学生をサポートするために日本で初めて設置された協議会。留学生一人ひとりの「学び、暮らし、働き」を支え、将来、福岡県との強い絆をもって活躍する人材を育て、支援することを目的としている。

所在地　福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3F(公財)福岡県国際交流センター「こくさいひろば」内

ＷＥＢ　http://www.fissc.net/ja/

２．大きな柱②　国際交流・経済交流

数値目標（KPI）		
評価指標	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
国際交流に関して満足している市民の割合	82.8%〔2015（平成 27）年〕	85%

基本的な方針
国際交流の主役となる市民や団体、大学や企業などと連携し、教育・スポーツを通じた国際交流の推進や、新しいまちの魅力の創造、姉妹都市交流を活用した起業家支援の取り組みなど、雇用の創出や地域経済の活性化につながる経済交流を推進することによって、本市の国際都市化を目指す。

①　姉妹･友好都市との交流

姉妹都市である米国サニーベール市との経済交流への進展や、著しい発展を遂げているアジア諸国をはじめとした海外との友好関係構築により、地域経済の活性化を図る。また、未来の飯塚を担う子どもたちが、グローバル社会を生き抜いていけるように、国際的な視野を持って世界で活躍できる人材を育てる。

具体的な事業

〇姉妹都市交流推進事業

両市間における情報発信やサニーベール市の子どもたちの受け入れなど、姉妹都市の認知度を高め、市民の国際感覚の醸成を図り、両市の更なる発展へとつなげていく。

〇グローバル人材育成研修事業

子どもたちを海外に研修派遣し、実体験を通して異文化への理解を深め、また、日本語教室や地域行事への支援など、事後活動を通して将来の飯塚市を担う人材を育成する。

〇ベイエリア構想推進事業

ベイエリア（サニーベール市近郊、シリコンバレー周辺地域）で姉妹都市を提携している国内の地方自治体との連携・協力による、企業の海外進出支援に向けた取り組みを推進する。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
参加者アンケートにおける満足度	―	85%

② 教育・スポーツを通じた交流

国際的なイベントとして世界で認められている「飯塚国際車いすテニス大会」など、スポーツを通じた国際交流の推進を図る。

また、小学生から生きた英語を学ぶことで、コミュニケーション能力や英語力を向上し、グローバル社会を生き抜くために国際的な視野を持った世界で活躍できる人材を育てる。

具体的な事業

〇飯塚国際車いすテニス大会支援事業

飯塚圏域において唯一の国際競技大会として開催され、スポーツの振興、共生社会の実現、国際交流の推進、地域経済の活性化に大きく寄与する飯塚国際車いすテニス大会の継続開催を支援する。

〇パラリンピック事前キャンプ地誘致事業

2020 年の東京パラリンピックにおける「車いすテニス」「水泳」競技の事前キャンプ地として、公民からなる実行委員会を中心に、南アフリカ共和国パラリンピックチームを支援する。

〇オンライン英会話

市内の公立小学校 19 校の 5～6 年生の児童を対象にオンライン英会話を実施する。

オンラインによるマンツーマンでの英会話レッスンを取り入れた授業を通して、小学生の「聞く・話す」を中心とした英語によるコミュニケーション能力の育成を図る。

〇外国人講師等派遣事業

飯塚市立小学校３～4 年生の児童の外国語活動に外国人講師等を派遣し、児童の英語によるコミュニケーション能力の素地の育成を図る。

飯塚市立中学校における外国語授業に外国人講師を派遣し、生徒の英会話によるコミュニケーション能力や積極的に英語に慣れ親しむ態度の育成を図る。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
車いすテニス大会への参加者数	9,334 人	11,000 人
英語のコミュニケーション能力アンケート調査での「できる」「たぶんできると思う」の回答の合計割合	89%	90%

小学校でのオンライン英会話の様子

③　経済交流の推進

大学や研究機関が集積している本市の強みを活かした地場企業の育成や起業・創業支援、若者や外国人材の活用を含めた新たな雇用の創出を図る。

また、地元企業の海外事業展開への支援や、成長著しいアジア諸国との経済交流の推進による地域経済の活性化を図る。

具体的な事業

○アジア経済交流推進事業

市内企業の海外進出や販路拡大を行う上での活動支援やセミナーを開催する。外務省との共催による、駐日外交団の地方視察を実施する。また、外国語が堪能で海外駐在経験等のある海外経済交流支援員（地域おこし協力隊）を活用した海外事業展開を図る。

○地域企業と外国人（留学生・労働者等）との連携事業

飯塚地域の学生、企業、地域住民の交流の拠点として整備した「つなぐカフェ＠飯塚」との連携、企業と外国人（留学生・労働者等）とのマッチングなどを企画するなど、外国人材の活用促進等による地域企業の競争力強化を図る。

○起業家育成支援事業

世界中の起業家からの斬新なアイデアを競う、スタートアップワールドカップ（SWC）の、日本予選における地方大会を実施する。新たな起業家支援の取り組みとして、市の新たな魅力の向上を図る。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2018（H30）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
海外進出セミナー等への参加企業数	15 社	100 社（3 年間計）

「スタートアップワールドカップ 2019 日本予選 九州大会 in 飯塚」の表彰式

④ 国際観光の推進

地域の新たな観光資源の発掘や観光ルートの広域連携を推進し、市内外への積極的な情報発信によってまちのブランド化に取り組み、外国人観光客が快適に過ごせるような環境の整備や受け入れ体制の強化によって、地域経済の活性化を図る。

具体的な事業

〇観光集客推進事業

外国人観光客を対象に、地域資源や強みを活かした観光インバウンドを推進する。

〇訪日外国人観光客受入環境整備事業

観光ポータルサイトの多言語化や、主要な観光施設での無料公衆無線 LAN を整備し、併せて ICT 技術を活用した効果的な情報発信によって、外国人観光客の誘客を促進する。

目標達成指標(KPI)	基準値 〔2017（H29）年度〕	目標値 〔2021 年度〕
外国人の観光入込客数	8,789 人	12,400 人

旧伊藤伝右衛門邸

飯塚オートレース

第８章　飯塚市の海外との姉妹都市交流について

１．姉妹都市　アメリカ合衆国　サニーベール市

【姉妹都市締結の経緯】

2013（平成 25）年 12 月にアメリカのサニーベール市と友好交流関係協定を締結し、将来世代の人材育成を図ることを目的に、子どもたちによる学校間交流を中心に交流を深めて来ました。

友好交流関係協定は３年間の期限付き（期限：2016（平成 28）年 12 月 19 日まで）であったため、友好都市から姉妹都市への発展について、両市の市議会において「全員一致」による決議がなされ、子どもたちを中心とした学校間交流事業だけでなく、今後は、大人の交流事業や民間事業者同士の交流の推進による経済的な交流への発展も大いに期待されることから、2016（平成 28）年 12 月１日付で姉妹都市協定を締結しました。

【サニーベール市の概要】

サニーベール市は人口約１５万人で、サンフランシスコから南に約 64 ㎞、サンノゼから西に約 16 ㎞の位置にあり、ロッキード社やヤフー本社など多くの世界的ハイテク企業が集積するシリコンバレーの中心地の一つとなっています。サニーベール市は全米の中でも有数の治安の良い都市であり、大変美しいまちです。

気候は地中海性気候で、夏の日中平均最高気温は 21℃台後半であり、冬は 10℃を下回ることはあまりありません。日本とサニーベール市の時差は、-17 時間（サマータイムは－１６時間）で日本が正午の時にはサニーベール市は前日の午後７時（サマータイムは午後８時）になります。

サニーベール市の様子

サニーベールコミュニティセンターパーク

池にある噴水が特徴的な美しい公園です。一年を通して様々なイベントが行われています。

マーフィーアベニュー

サニーベールの生みの親マーフィー氏の名前を冠した目抜き通り。

サニーベール市庁舎

趣のあるこの市庁舎は現在立て替え中で、2019 年に完成予定です。

飯塚友情ネットワークが寄贈した桜

ブレーリー公園に植えられた桜の木は、サニーベール市民のお花見スポットになっています。

サニーベール歴史資料館

缶詰産業からＩＴ産業へ移り変わったサニーベールの歴史を知ることができます。

サニーベール図書館

建物前には本を読む少年の像があり、来館者を出迎えてくれます。

２．相互交流事業の紹介

◆I2S 交流事業（飯塚 TO サニーベール）グローバル人材育成研修事業

2014（平成 26）年から毎年度、飯塚市在住の中学生がサニーベール市を訪問しています。サニーベール姉妹都市協会(SSCA)の協力のもと、ホームステイや現地の中学校・高等学校の授業への参加など、同世代の人たちとの交流をはじめ、世界最先端の企業見学を含む様々な研修活動を行っています。

Google 本社見学の様子

サニーベール市のホストファミリー、サニーベール姉妹都市協会のスタッフとの集合写真

＊＊

◆S2I 交流事業（サニーベール TO 飯塚）

2014（平成 26）年から毎年度、サニーベール姉妹都市協会(SSCA)と飯塚友情ネットワークの協力のもと、サニーベール市の中・高生が飯塚市にホームステイし、市内の中学校・高等学校を訪問して授業に参加したり給食を一緒に食べたり、様々な交流を行っています。

嘉穂劇場見学の様子

学校登校の様子

＊＊

◆AEP 交流事業（アダルト・エクスチェンジ・プログラム）大人の交流

飯塚市とサニーベール市の民間人同士で交流することを目的に、民間団体である飯塚友情ネットワークとサニーベール姉妹都市協会が取り組んでいます。

2016（平成 28）年 5 月に、1 組目の交流として、飯塚友情ネットワークの代表である縄田修氏と、アメリカの小児科医、吉田先生の事業間交流からスタートしました。

【縄田先生（左）と吉田先生（右）】

2016（平成 28）年 10 月には、2 組目として、サニーベール市で貸倉庫業を営むフローレンス・スタフォードさんと甥のロブ・ロバーツさんが来飯され、女性事業主との交流を行いました。

【フローレンスさん（左から 3 番目）】

第９章　飯塚国際交流推進協議会の紹介

飯塚国際交流推進協議会は、地域に密着し、市民が一体となった国際化を図り、国際化に対する意識や相互理解を深め、国際社会に向けた人づくり、地域づくりに寄与するとともに、会員相互の友好を推進することを目的として、ボランティア団体、高校、大学、青年会議所、商工会議所、行政等から組織されています。

【主な活動内容】

スピーチコンテスト

国際理解の推進を図ることを目的に、「中学生英語スピーチ」、「高校生英語スピーチ」及び「外国人日本語スピーチ」を毎年開催しています。休憩中には、飯塚市内の小学校による英語での国際交流等に関する発表などを実施しています。たくさんの方に参加していただくとともに、スピーチの内容も素晴らしいものとなっています。

お国料理バザー

市民と市内在住の外国人や留学生との交流を図るため、諸外国の料理を紹介する「お国料理バザー」を毎年開催しています。平成 30 年度はタイ、インドネシア、ロシア、中国のお国料理を「筑前の國いいづか街道まつり」で販売しました。

ホームビジット

市内で暮らす留学生等の外国人と普段着感覚で交流を行う、宿泊を伴わない家庭訪問を行っています。家庭の行事への参加や一緒に食事や会話を楽しみながら互いの国の文化や習慣をともに学びあう素晴らしい機会となっています。

お国料理教室

市内在住の外国人と市民が料理作りを通してお互いの文化を体験し、相互の理解を深めています。市民を対象とした外国の料理教室と外国人を対象とした日本料理教室を実施しています。

外国人講師による外国語講座

市内在住の外国人を講師とした外語講座を通して、その国の文化や歴史にも触れながら国際交流を図っています。

e-ZUKA International Exchange Association (EIA)

国際都市いいづか推進計画

2019（平成 31）年３月発行

発　行　飯塚市行政経営部国際交流推進室
〒820-8501　福岡県飯塚市新立岩５番５号
電話：0948-22-5500（代表）
E-mail：kokusai@city.iizuka.lg.jp

総 務 委 員 会 資 料
平成 31 年 3 月 11 日提出

『 柔軟な働き方』の通年試行の取組みについて

社会におけるライフスタイルの多様化に伴い、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員が健康を増進することで、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させることを目的として、時間外勤務の縮減とワーク・ライフ・バランスの更なる推進を視野に入れた『柔軟な働き方』として本年度は実施期間を通年として、昨年同様に全部局を対象に試行します。

【2018（平成30）年度試行との変更点】

項目	2018（平成 30）年度	2019 年度
①実施期間	7 月 1 日（日）～10 月 31 日（水）	4 月 1 日（月）～3 月 31 日（火）
②対象所属及び対象者	全部局の正規職員・再任用職員・任期付職員 （月曜日から金曜日の勤務時間が 8 時 30 分から 17 時 15 分の所属）	全部局の正規職員・再任用職員・任期付職員・嘱託職員・臨時職員 （月曜日から金曜日の勤務時間が 8 時 30 分から 17 時 15 分の所属）
③勤務時間	Ⅰ 7 時 30 分から 16 時 15 分 Ⅱ 8 時 00 分から 16 時 45 分 Ⅲ 10 時 15 分から 19 時 00 分 Ⅳ 11 時 15 分から 20 時 00 分	Ⅰ 7 時 30 分から 16 時 15 分 Ⅱ 8 時 00 分から 16 時 45 分 Ⅲ 10 時 15 分から 19 時 00 分 Ⅳ 11 時 15 分から 20 時 00 分 ※Ⅳ型勤務においては、休憩時間を、業務の状況に応じて、勤務時間の中途に設定できるものとする。

１ 実施期間 ２０１９（平成３１）年４月１日（月）～２０２０年３月３１日（火）

２ 目 的 職員の健康増進及びワーク・ライフ・バランスの推進及び働き方改革を目的に、「柔軟な働き方」を試行します。

（１）日が長い夏は、朝型勤務とし、遅くまでの残業を避けて退庁時間を早めることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

（２）窓口延長当番などの夕方の勤務に対して、時差出勤をすることで、柔軟な働き方を推進します。

（３）「柔軟な働き方」を実施した職員は原則定時に退庁することとし、業務の効率化を図り労働時間の縮減につなげます。

３ 対象所属 全部局（ただし、月曜日から金曜日までの勤務時間が８時３０分から１７時１５分までの所属）

４ 対象職員 月曜日から金曜日までの勤務時間が８時３０分から１７時１５分までの全職員（嘱託職員・臨時職員を含む）

５　勤務時間　①午前７時３０分から午後４時１５時（１時間繰り上げ）
②午前８時から午後４時４５分（３０分繰り上げ）
③午前１０時１５分から午後７時まで（１時間４５分繰り下げ）
④午前１１時１５分から午後８時まで（２時間４５分繰り下げ）
※休憩時間（昼休み）については、勤務時間①～③においては、正午から午後１時までとします。但し、勤務時間④においては、休憩後の労働時間の長時間化を防ぐため、正午から午後５時１５分までの間にて１時間の休憩時間を設定できるものとします。
※本勤務をした職員は、原則定時退庁とします。